

| No. | 質問者の在住地区 *氏名および地番は個人情報にあたるため、掲載しておりません。 | 質問項目 (原文からの転記) | 回答内容 |
|-----|--|---|---|
| 1 | 米子市 | 当該事業に期待すること アクセス道路の林業への利用 | 風車の運営中に整備される道・アクセス道路につきましては、林業従事者および個人の方との共同利用を念頭に設計を検討しています。 弊社の先行事例である中里風力発電事業においても、林業従事者がアクセス道路を施業に利用しており、本事業でも同様の取り組みが可能と考えております。 林業従事者以外の方に関しても、ご要望があればアクセス道路をご利用いただきたいと思います。但しゲートを設置して施錠する等、保安上、防犯上の観点から一定の条件を設定させていただく可能性があります。 |
| 2 | 記載なし | 3町首長が反対を表明しているにもかかわらず、(地元住民も反対を大半が唱えている)なぜ無理やり事業を進めようとするのか。自分たちの利益の為だけではないですか。 | 説明会冒頭でも申し上げたとおり、弊社は3町首長が反対表明されていることについて重く受け止めており、地域との共生が最も重要と考えている弊社が無理やり事業を進めることはございません。弊社から3町首長様への願いとしては、環境影響評価の準備書、すなわち環境影響の調査・予測評価の結果と、今後実施される地質調査を基にした土木設計を県が審査する林地開発許可手続きの結果等を全てご確認いただいた上で、科学的根拠に基づき賛否のご判断をいただきたいと思いますと考えております。 2025年11月27日の日本海新聞報道においても大臣のご発言として「地域への丁寧な説明がなければ、事業はなかなか進まない」と認識している」と報道があり、弊社として今後も最優先に取り組みます。本日の説明会並びに2026年以降も開催させていただく勉強会、説明会において、環境影響評価の結果、土木設計の考え方、並びに地域共生の具体的なご提案(農山漁村再エネ法の活用など)をご説明させていただくことによって、地元の方々ならびに3町首長のご理解を得ながら信頼関係を築き、事業を進めさせていただく所存です。風力発電事業は火力、原子力と同様サステナブルである必要があるため、最低限の利益確保は必要となりますが、その前段として地元のご理解を前提として地域共生があることを弊社は理解しております |
| 3 | 記載なし | 建設してほしくないと言えどもなぜ、建設予定期間等がすでにあるのか不思議 | このたびは、建設予定期間が示されていることについてご不安や疑問をお寄せいただき、誠にありがとうございます。 「反対の声があるのに、なぜ期間が示されるのか」というご心配はもともとであり、私たちとしても誤解や不安を与えてしまった点を真摯に受け止めています。 まず前提として、現在示している建設予定期間は、行政手続きの流れを踏まえた“見込み”であり、建設が決定しているものではありません。実際には、住民の皆さまからのご意見を踏まえ、環境保全の観点から、事業計画を作り上げていく仕組みとなっています。 ■環境影響評価制度について (1)環境影響評価法 環境影響評価制度は、「事業者自らが事業の実施前に、環境への影響を調査・予測・評価し、その結果を公表して、国・自治体・国民の意見を聴き、それらの意見を踏まえ、環境の保全の観点から、よりよい事業計画を作り上げていくための手続」であると環境省作成の公開資料に明確に記載されています。この法律に基づき、事業者は配慮書・方法書・準備書の各段階で、住民等の意見を聴取し、方法書等の記載事項について検討を加える必要があります。したがって、住民の皆さまからのご意見は「聞き置く」ものではなく、検討を行うものとして扱われます。 【参照先条文】 環境影響評価法 配慮書: 第3条の3～第3条の7の枠組み＋主務省令手続 方法書: 第5～10条の枠組み＋主務省令手続 準備書: 第14～20条の枠組み＋主務省令手続 評価書: 第21～24条＋主務省令手続 事業計画への反映: 第1条(目的) (2)国による規制監督の強化 風力発電を含む発電所の環境影響評価では、環境影響評価法に基づく環境大臣(国)の意見に加え、電気事業法に基づく特例規定が適用され、経済産業大臣(国)が住民意見等を踏まえて勧告や審査を行う仕組みが設けられています。 ■弊社としての姿勢 上記のように住民の皆さまのご意見は、法律上も制度上も、事業計画の見直しに直接影響し得る重要なものとして位置づけられていると考えております。 私たち事業者としても、いただいたご意見を誠実に受け止め、必要に応じて計画の変更も含めて検討し、説明や対話を重ねながら地域の皆さまと共に丁寧に進めてまいります。 【参照先条文】 ・電気事業法 第46条の8、第46条の14(方法書・準備書手続に関する勧告) ・(評価書関連)電気事業法 第46条の17(変更命令) |
| 4 | 記載なし | 以前南部町を計画から外した理由に「生態系への影響を懸念する住民の声があったから」と回答されていたが、風車を建てるにあたり山を崩したりすることは生態系への影響はないと言えるのか 南部町の外された理由を見たら3町の建設も計画から外れるのが妥当ではないか | 環境影響評価方法書の提出後における事業計画の変更経緯は以下のとおりです。 ①環境影響評価方法書で提出した事業計画について、生態系への影響を懸念される住民の皆様の声があったことを踏まえ、事業実施予定区域の縮小について検討を開始 ②事業実施予定区域の面積を縮小するために伯耆町・江府町・日野町のエリア(東側と呼びます)と伯耆町・南部町のエリア(西側と呼びます)も含めた風速や想定年間発電量を試算 ③②の結果、伯耆町と南部町が掛かる尾根筋の風速と比較して、伯耆町と江府町が掛かる尾根筋のほうがより多くの発電量を見込めると判断し、風車配置案を再検討 ④③の結果、南部町が事業実施予定区域から外れることとなる。 南部町を計画地から除いた理由は上記③および④に記載の通り、事業性(風速や設備稼働率を踏まえた年間発電量の推測結果)の観点によるものです。現在、弊社は伯耆町・江府町・日野町の3町の土地を利用した風車配置であれば事業性が確保できる可能性が高いという判断のもと、いずれも計画地から外しておりません。 山の中で切土、盛土することによる生態系への影響が「全くない」とは言えませんが、弊社は事業エリアの大幅な縮小や動植物の調査を踏まえた、より環境負荷が小さい位置での風車設置の検討など、方法書の公告縦覧以降、生態系への影響の低減に努めてまいりました。準備書を提出した際には審査委員会の専門家・有識者の皆様から審査いただき、影響があると判断された場合には、さらなる回避・低減・代償措置の検討を行います。 |
| 5 | 江府町 | 行政地元住民が事業の反対を示しているのに建設を進めるのはなぜ | 説明会冒頭でも申し上げたとおり、弊社は3町首長が反対表明されていることについて重く受け止めており、地域との共生が最も重要と考えている弊社が無理やり事業を進めることはございません。弊社から3町首長様および反対されている方々へのお願いとしては、環境影響評価の準備書、すなわち環境影響の調査・予測評価の結果と、今後実施される地質調査を基にした土木設計を県が審査する林地開発許可手続きの結果等をすべてご確認いただいた上で、科学的根拠に基づき賛否のご判断を頂きたいと考えております。 2025年11月27日の新聞報道における赤沢経産大臣のご発言にあるとおり「丁寧な説明を行い地元の理解を得ること」を、弊社として今後も最優先に取り組みます。本日の説明会並びに2026年以降も開催させていただく勉強会、説明会において、環境影響評価の結果、土木設計の考え方、並びに地域共生の具体的なご提案(農山漁村再エネ法の活用など)をご説明させていただくことによって、地元の方々ならびに3町首長のご理解を得ながら信頼関係を築き、事業を進めさせて頂く所存です。 |
| 6 | 江府町 | 発注者は国の事業なのか | 当事業は民間事業者である日本風力エネルギー株式会社の事業となります。 |

| | | | |
|----|------|--|--|
| 7 | 江府町 | <p>②環境負荷を低減した計画とはいえ、山頂付近に90万㎡の森度を分散配置することには大いに心配しています。 (切土法面)盛土は設計安全性が低い。崩壊した事故例は多々ある。</p> <p>→ 切土、盛土の少ない土地に建設すべき！！ (平地)</p> | <p>盛土による土砂災害は、盛土内部の間隙水圧(土のすき間に入った水が押し力)が上昇した際に特に発生しやすく、規模が大きいほど押し力が大きくなり、リスクが高まります。そのため、盛土規制法では①盛土をした土地の面積が3,000㎡以上または②盛土をする前の地盤面が水平面に対し20度以上の角度をなし、かつ、盛土の高さが5m以上のものを「大規模盛土」と分類し、より厳しい許可基準が設けられています。本事業ではこうした点を踏まえ、管理しやすい中小規模の盛土に分散すること、盛土前の排水工事・防災工事を徹底することにより、安全性を確保できる計画としています。</p> <p>また、「切土や盛土の少ない平地へ建設すべき」というお声についてですが、風力発電は安定した風速と風況が得られる尾根筋付近が適地となるため、平地では発電量が大きく低下する懸念があります。加えて、平地は住宅地・農地・インフラが近接していることが多く、騒音・影の影響や土地利用制約から安全な離隔距離が確保できない場合が大半です。こうした理由から、本事業では地形・風況・環境影響・安全性を総合的に評価したうえで、最も適切な区域を選定しております。今後も地域の皆さまの安全を最優先に、設計や施工の各段階で慎重に検討を重ねてまいります。</p> |
| 8 | 江府町 | <p>②別冊資料内の写真は、江府町の舌状台地からの写真がない。宮市等、米沢地区からの写真を示してほしい。</p> | <p>宮市・宮市原・米沢の各段丘上から、日野川方向を望む景観を指しているらしく、具体的には江尾城跡地等が該当すると推察いたします。江尾城跡地に加えて景勝地として知られている貝田の棚田、及び南大山大橋の計3地点から風車が建設された場合の景観を今後3次元動画で表現しますので、ご確認いただきたく存じます。</p> |
| 9 | 江府町 | <p>当初の計画から変更があったが、事前に該当の町に説明がなかったのはどのような理由からか。地元と合意形成をする上で必要不可欠ではないか。</p> | <p>2025年7月3日に実施した3町長合同面談において、弊社から3町長へご説明したとおり、弊社が2018年に提出した環境影響評価方法書(当初の計画)に対して発出された住民、町、県、経産省の意見を踏まえ、事業エリアの縮減(≒風車基数の削減)による環境負荷低減と、風力発電事業の事業性(最低限の利益)確保の両立できる計画への変更を約6年かけて実施してまいりました。6年間の歩み(検討プロセス)は多岐にわたりますが、主にSTEP①環境影響調査・予測・評価→STEP②評価結果を携え住民説明会を開催し当初および変更計画に対する地元要望のヒアリング→STEP③要望を反映した風車配置の変更、配置変更に伴う概略土木設計のやり直し、事業性再評価 の3STEPを繰り返し実施した結果、住民説明会は80回を超え、事業性再評価も30回を超えた2025年6月ごろにようやく”変更計画”を固めるに至りました。当初より弊社から町に対しては「7月時点ではようやく30回目のSTEP3(風車配置、概略土木設計、事業性再評価)が終わったばかりであり、一番重要な地元住民の方々への環境影響予測・評価(31回目のSTEP1、2)をお伝えすることができないため、3町長合同説明会の時期はもう少し待っていただきたい、10月頃とさせていただきたいと複数回申し上げました。しかし結果として弊社の依頼は3町長に受け入れていただくことができず、変更計画の一部(変更された風車配置および風車の大きさ)のみを7月3日にお伝えすることとなりました。その結果”風車の大型化と配置変更”のみが大々的に報道され、3町長の反対表明につながりましたことについて、弊社としては大変残念に思っております。このように、事前に該当の町に説明しなかった理由は、STEP①②③の3つすべてが成立する変更計画を固めることに時間を要したためとなります。</p> <p>一方で、過去30回にわたる設計変更の過程を、自治会単位での説明にとどめ、町長あるいは町民全体にご説明できていなかった点については、変更した計画を頻回にお伝えすることによって地域の皆さまの混乱を招くことを懸念したためでございますが、結果的に検討時間が長期化してご説明のタイミングが大きく遅れたことについては大いに反省しております。今後はこのようなことがないよう、計画に変更が生じた場合は速やかに住民説明会を開催し、できる限り広範囲の皆さまへ一斉に情報発信していく所存です。地元と合意形成を図るにおいて該当町への説明は、地元住民への説明と同じく必要不可欠であると考えております。</p> |
| 10 | 江府町 | <p>南部町が計画から削除された理由に「環境影響評価方法書で提出した事業計画ー御社HPよりについて、生態系への影響が懸念される住民の皆様の声があったこと」と9/9説明会の回答にあるが、日野・伯耆・江府3町の住民も同様の声があるのに、それは考慮されないのか。</p> | <p>環境影響評価方法書の提出後における事業計画の変更経緯は以下のとおりです。 ①環境影響評価方法書で提出した事業計画について、生態系への影響を懸念される住民の皆様の声があったことを踏まえ、事業実施予定区域の縮小について検討を開始 ②事業実施予定区域の面積を縮小するために伯耆町・江府町・日野町のエリア(東側と呼びます)と伯耆町・南部町のエリア(西側と呼びます)も含めた風速や想定年間発電量を試算 ③②の結果、伯耆町と南部町が掛かる尾根筋の風速と比較して、伯耆町と江府町が掛かる尾根筋のほうがより多くの発電量を見込めると判断し、風車配置案を再検討 ④③の結果、南部町が事業実施予定区域から外れることとなる。</p> <p>南部町を計画地から除いた理由は上記③および④に記載のとおり、事業性(風速や設備稼働率を踏まえた年間発電量の推測結果)の観点によるものです。現在、弊社は伯耆町・江府町・日野町の3町の土地を利用した風車配置であれば事業性が確保できる可能性が高いという判断のもと、いずれも計画地から外れておりません。</p> <p>山の中で切土、盛土することによる生態系への影響が「全くない」とは言えませんが、弊社は事業エリアの大幅な縮小や動植物の調査を踏まえた、より環境負荷が小さい位置での風車設置の検討など、方法書の公告縦覧以降、生態系への影響の低減に努めてまいりました。準備書を提出した際には審査委員会の専門家・有識者の皆様から審査いただき、影響があると判断された場合には、さらなる回避・低減・代償措置の検討を行います。</p> |
| 11 | 江府町 | <p>合同会社の実体が良くわからない(情報がない)</p> | <p>合同会社は、日本の会社法に規定されている法人形態です。 風力発電事業を含む再生可能エネルギー発電事業を実施する場合に、特別目的会社という会社を設立して、当該会社が発電事業の主体となることが多く行われております。そして、特別目的会社の形態には、株式会社型や合同会社型があるところ、合同会社型は、株式会社と比べて、組織のルールや仕組みを整える上で自由度が高く、機動性に富むことから、広く一般的に採用されており、例えば、豊田通商株式会社様の子会社であります株式会社ユーラスエナジーホールディングス様のグループ会社として、“合同会社道北風力”が北海道に陸上風力発電機を稼働しております。 なお、株式会社と同じく法務局に登録され、会社の情報(所在地・代表社員・職務執行者・資本金など)は公開されており、鳥取西部風力合同会社に関する情報は以下のとおりです。 ・本店所在地:東京都港区虎ノ門一丁目23番1号 ・代表社員 :日本風力エネルギー株式会社 ・職務執行者:ラウル・リエンダ・セビージャ、上野 真</p> |
| 12 | 江府町 | <p>想定外の雨量には充分対応できるのか</p> | <p>本計画で用いている降雨強度(57.4～66.3mm/h)は、国が定める確率降雨強度式に基づき、数十年分の観測データから算出された30年確率の標準的な設計値です。 一方で、住民の皆さまからご指摘のあった1時間80mmを超える雨や、全国で100mm/hを超える豪雨といった事例は、近年各地で毎年のように発生しており、気候変動の影響により極端な豪雨が増加していることは事実です。 この状況を踏まえ、国および鳥取県では、将来の降雨量増加を見越し、設計時には確率降雨に1.1～1.2倍の変化倍率を加える基準を示しており、本開発でもこの方針に沿って設計を進めています。 さらに排水施設の設計では、土砂流入を考慮して8割水深で計算することや、安全率1.2以上を確保するなど、余裕を持たせた規定も設けています。 これらの安全率や変化倍率の効果を降雨強度に換算すると、「57.4～66.3」÷ 0.8 × 1.2 × 1.1 = 94.7～109.4mm/h となり、実質的には1時間あたり約95～110mmの豪雨に対応できる水準を確保している計算となります。</p> |
| 13 | 江府町 | <p>今回のデータは195メートルの風車に基くものでしょうか？</p> | <p>はい。正確には風車の高さは195.5mで環境影響評価における予測・評価をすべて算出しております。なお、過去の説明会資料では小数点を四捨五入し、196mと記載しております。</p> |
| 14 | 江府町 | <p>HPIに古い風車のデータしか載ってないのはなぜ？ 回答をHPにのせてほしい。</p> | <p>ご意見ありがとうございます。 弊社ホームページに掲載している風車諸元(高さ等)の情報は、現時点で公表済みの環境影響評価図書(方法書)に記載した内容に基づいています。風車の機種・高さ等は現在検討中であり、未確定情報を確定情報として掲載すると誤解を招くおそれがあるため、公表済み図書の内容を継続して掲載しています。 風車諸元が具体化し、準備書として整理・提出した後、提出済み図書に基づく内容へ速やかに更新します。</p> |
| 15 | 記載なし | <p>まずもって、この豊かな自然環境の中にこのような事業を行うこと自体やるべきではない。一度自然をこわせば半世紀たっても元にはもどらない。山は保水力がなくなり災害につながる。</p> | <p>本事業では、森林の持つ保水機能や浸透能力をできる限り損なわないことを最重要と考え、開発面積を必要最低限に抑えた計画としています。また、雨水が一点に集中して流れることがないよう、排水を複数方向へ分散して放流する設計とし、豪雨時の斜面崩壊や下流域への負荷を軽減するよう配慮しています。 さらに、盛土による災害リスクについても真摯に受け止めています。盛土は内部の間隙水圧が上昇した際に不安定化しやすく、特に大規模盛土はエネルギー量が大きく危険性が高まることから、盛土規制法では5万㎡以上を「大規模盛土」とし、より厳しい許可基準が定められています。当事業ではこうしたリスクを避けるため、管理しやすい中小規模の盛土を分散配置し、排水工や防災工事を事前に徹底することで安全性を確保する計画としています。自然環境への影響を最小限とすることを重視し、森林の公益的機能を可能な限り維持しながら、安全性を確実に担保できる設計・施工に努めてまいります。</p> |
| 16 | 記載なし | <p>生体系が急変する。尾根の木を切れば死に山になる事を知っていますか？ 人の手で再生は不可能なのですよ。</p> | <p>環境影響評価において生態系への影響に関しても予測を行います。事業計画はその予測を踏まえて適宜見直しを行い、生態系の急変がないよう県や国の審査も受けて環境保全措置等を検討し、講じてまいります。 本事業のアクセス道路造成により森林の管理としての利用も考えられ、管理の行き届かない山林保全に寄与するものと考えております。</p> |

| | | |
|----|------|--|
| 17 | 記載なし | <p>2025年7月3日に実施した3町長合同面談において、弊社から3町長へご説明したとおり、弊社が2018年に提出した環境影響評価方法書(当初の計画)に対して発出された住民、町、県、経産省の意見を踏まえ、事業エリアの縮減(≒風車基数の削減)による環境負荷低減と、風力発電事業の事業性(最低限の利益)確保の両立できる計画への変更を約6年かけて実施してまいりました。6年間の歩み(検討プロセス)は多岐にわたりますが、主にSTEP①環境影響調査・予測・評価→STEP②評価結果を携え住民説明会を開催し当初および変更計画に対する地元要望のヒアリング→STEP③要望を反映した風車配置の変更、配置変更に伴う概略土木設計のやり直し、事業性再評価 の3STEPを繰り返し実施した結果、住民説明会は80回を超え、事業性再評価も30回を超えた2025年6月ごろにようやく“変更計画”を固めるに至りました。当初より弊社から町に対しては「7月時点ではようやく30回目のSTEP3(風車配置、概略土木設計、事業性再評価)が終わったばかりであり、一番重要な地元住民の方々への環境影響予測・評価(31回目のSTEP1、2)をお伝えすることができないため、3町長合同説明会の時期はもう少し待っていただきたい、10月頃とさせていただきたいと複数回申し上げました。しかし結果として弊社の依頼は3町長に受け入れていただくことができず、変更計画の一部(変更された風車配置および風車の大きさ)のみを7月3日にお伝えすることとなりました。その結果“風車の大型化と配置変更”のみが大々的に報道され、3町長の反対表明につながりましたことについて、弊社としては大変残念に思っております。このように、事前に該当の町に説明しなかった理由は、STEP①②③の3つすべてが成立する変更計画を固めることに時間を要したためとなります。</p> <p>一方で、過去30回にわたる設計変更の過程を、自治会単位での説明にとどめ、町長あるいは町民全体にご説明できていなかった点については、変更した計画を頻回にお伝えすることによって地域の皆さまの混乱を招くことを懸念したためでございますが、結果的に検討時間が長期化してご説明のタイミングが大きく遅れたことについては大いに反省しております。今後はこのようなことがないよう、計画に変更が生じた場合は速やかに住民説明会を開催し、できる限り広範囲の皆さまへ一斉に情報発信していく所存です。</p> |
| 18 | 江府町 | <p>盛土を地内でする予定とされていますが、そもそも谷となったところは水の流れができていない場所となっています。各地で大規模な土石流が起きています(熱海なども)…切土をしたその多くの土砂を地域内の谷となる箇所にも土を盛る方法そのものが危険なことだと考えます。特に今年は雨はゲリラの雨となっていて、とてもこの事業自体が地域にとっても受け入れられない事だと思います。</p> <p>谷部はもともと雨水が集中しやすく、不適切な盛土が土砂災害の原因となり得るというご懸念はもともとであり、私たちが真摯に受け止めています。本事業ではまず、常時水が流れる谷筋や水みちとなっている場所への盛土は極力避けることを前提としています。また、やむを得ず谷部を横断する場合には、盛土施工前に暗渠排水を設置し、上流からの雨水を確実に流下させる経路を確保したうえで盛土を行い、内部に水が溜まって不安定化しないよう十分に配慮します。</p> <p>さらに、盛土の計画・構造・排水対策については、盛土規制法および鳥取県の林地開発審査基準に基づいて安定計算や排水計画の確認を受け、基準に適合しなければ施工できない仕組みとなっています。近年のゲリラ豪雨を踏まえ、必要に応じて補強工法を組み合わせるなど、多重の対策によって盛土の安全性を確保します。地域の皆さまの不安に寄り添いながら、谷部の特性を踏まえた慎重な設計と安全最優先の施工を行ってまいります。</p> |
| 19 | 江府町 | <p>ご心配いただいている“水脈への影響”や“美しい景観を損なうのではないか”というお気持ちは、私たちが真摯に受け止めております。まず、山の尾根を削ると水脈が失われるのではないかという点についてですが、本事業で行うヤード造成や道路造成の掘削は地下深くの帯水層(地下水を多量に含む層)に到達するような大規模・深層の掘削ではなく、地下水流に影響を与えない浅い範囲での工事となっております。そのため、川の水量が減ったり、水脈が途切れたりするような影響は生じないと考えております。</p> <p>また、降雨時の排水については、大きな調整池に雨水を集中させてしまうと、かえって災害リスクを高める可能性があります。そのため、雨水は複数方向へ分散して流れるように排水路を計画し、山が本来もつ保水力を損なわない仕組みを採用しています。</p> <p>景観についても重要な地域資源であると認識しており、設計段階から景観への配慮を行い、必要に応じて位置調整や色調の工夫など、地域の環境と調和する形での計画に努めています。</p> <p>今後も地域の皆さまのご意見を真摯に伺いながら、自然環境への影響を最小限に抑え、安全かつ丁寧な事業運営に努めてまいります。</p> |
| 20 | 江府町 | <p>日本では資源エネルギー庁エネルギー白書(2025年6月版)からも分かる通りエネルギー自給率は15%前後とG7中最下位(2021年度のOECD37国中36位)であり、自給率100%を超えるアメリカや、洋上風力の盛んなイギリスの70%前後を大きく下回り、長きにわたり資源不足から国産のエネルギー不足問題が解消されておられません。そのため、環境保全、安全保障、経済の観点からも国産エネルギー≒再生可能エネルギーの活用は必須の課題といえます。</p> <p>利点として風力発電はエネルギー変換効率が高い点が挙げられます。一般的に太陽光発電は約10～20%の変換効率なのに対し風力発電は20～40%と高い数値であるのと、風が吹けば夜でも発電できる設備稼働率の高さも相まっております。</p> <p>環境の観点からも火力発電や原子力発電と違い運転時におけるCO2,NOx,SOxを排出せず、水資源に影響を与えない点も利点として挙げられます。</p> <p>また安全保障、経済面からも他国からの影響を受けにくく独立電源として運用可能です。</p> <p>メンテナンスなどにおいて地元雇用も生まれ、売電収入の一部を地域に金銭的に還元できるしくみもあることから、風資源に恵まれ、作った電力を供給する送電線の空きがある、江府町を含む3町に風力発電所を建設することは、日本にとっても地元にとっても大変意義のあることであると考えております。</p> |
| 21 | 江府町 | <p>このたびは率直なご意見をお寄せいただき、誠にありがとうございます。</p> <p>日本のエネルギー政策や再生可能エネルギーの導入方針について、ご不安やご不満を抱かれる方がいらっしゃることは、私たちが真摯に受け止めております。</p> <p>日本政府は、2025年2月18日に閣議決定された第7次エネルギー基本計画において、「再生可能エネルギーの主力電源化を徹底し、最大限の導入を促す方向性」**を示しています。</p> <p>また、2040年度の電源構成については、「再生可能エネルギー比率を4～5割程度とする」見通しが示されています。当社が鳥取西部地域で風力発電の可能性を検討しているのも、このような国の方針に沿い、風況・地形・系統条件などから一定の適性が認められるためです。しかしながら、地域の皆さまのご理解なくして事業は成立しないと考えています。</p> <p>「VENAエナジーの風力である必要性を感じない」という意見については、事業内容や地域の環境への影響、安全対策、進め方などについて十分な情報が伝わっていない点があると受け止めています。今後も、いただいたご意見を踏まえ、説明の改善、情報公開の充実、対話機会の拡充に取り組み、地域の皆さまと信頼関係を築けるよう取り組んでまいります。ご不明点やご不安がありましたら、どうぞ遠慮なくお知らせください。</p> |
| 22 | 江府町 | <p>説明会当日にご説明したことを含め再度ご説明させていただきます。まず、今回の説明会は経産省が再エネ特措法の改訂に併せて2024年2月に取り決めた「説明会及び事前周知措置実施ガイドライン(以下ガイドライン)」に準拠して開催しております。ガイドラインにおいては説明会参加者への身分証明書の提示を義務付けており、弊社としても今回の説明会においては身分証の提示まではいかなくとも、入場時の芳名帳への記載ならびに質問の際に地区と名前をおっしゃっていただくことをお願いした次第です。これは、ひとえに、どの地区のどのような方からのご質問やご意見なのかを明確にすることによって、ご質問やご意見を事業計画の見直しに正しく反映することを目的としたお願いであることを改めて回答させていただきます。</p> <p>一方で、お住まいの自治会名はプライベートな情報であると認識されていらっしゃる住民の方も一定数いらっしゃることを理解しました。従って次回の説明会では、氏名と併せて自治会名を申告いただくことに抵抗のある方は、町名をご申告いただくことにより、事業実施区域およびその周辺にお住まいの方かどうかを確認させていただきます。弊社としてはできる限り事業実施区域にお住まいの関係者様の質問やご意見を尊重したいと考えていることから、県外にお住まいの方のご発言より優先して地元の方のご意見を伺いたいと考えています。</p> <p>次に、リポートが名誉毀損となるという警告を発した件についてご説明いたします。説明会当日にご説明したとおり、名誉毀損に該当する内容をリポートすることは、リポートした人もまた名誉毀損が認定される可能性がある」と発言させていただきました。地域に影響力のある立場の方が、“外資が儲け撤去費用は住民に”という見出しで始まる事実無根の記事(2021年10月 長周新聞という媒体が発した記事)をリポートしていることに限定して発言したものであり、地域共生の姿勢とは一切関係がないことを回答させていただきます。回答させていただきます。説明会で本件に触れさせていただいた意図は、今回のように事実関係を確認せず、一方的に特定の事業者の名誉を毀損する行為が、法的には認められないことを住民の皆様にも知っていただき、「ソーシャルメディアを特定の個人または法人を攻撃する手段として利用しないでいただきたい」という想いを込めて回答させていただいた次第です。</p> |
| 23 | 江府町 | <p>資料P.54の説明で「20年後に一方的に契約を延長できる特約を無くす変更を、これまでの契約も含めて修正しているとの説明だが、同様にP.14であげられている他県の事業の地上権契約、又は、借地権契約もひるがえって変更していくと理解して良いか？」</p> <p>地域の皆様や地権者様のご意見を踏まえ、鳥取西部風力発電事業に係る地上権設定契約の再締結を行う旨を判断しました。従いまして、地上権設定契約の再締結は、鳥取西部風力事業に係る地上権設定契約のみが対象となり、他事業に係る地上権設定契約等はこれに含まれません。</p> |
| 24 | 江府町 | <p>説明会冒頭でも申し上げたとおり、弊社は3町首長が反対表明されていることについて重く受け止めており、地域との共生が最も重要と考えている弊社が無理やり事業を進めることはございません。弊社から3町首長様への願いとしては、環境影響評価の準備書、すなわち環境影響の調査・予測評価の結果と、今後実施される地質調査を基にした土木設計を県が審査する林地開発許可手続きの結果等をすべてご確認いただいた上で、科学的根拠に基づき賛否のご判断をいただきたいと考えております。</p> <p>2025年11月27日の新聞報道における赤沢経済産業大臣のご発言にあるとおり「丁寧な説明を行い地元の理解を得ること」に応じるという意味においても、本日の説明会並びに2026年以降も開催させていただく勉強会、説明会において、環境影響評価の結果、土木設計の考え方を、並びに地域共生の具体的なご提案(農山漁村再エネ法の活用など)をご説明させていただくことによって、地元の方々ならびに3町首長のご理解を得ながら信頼関係を築き、事業を進めさせていただく所存です。</p> |

| | | | |
|----|-----|---|--|
| 25 | 江府町 | 当初計画から、変更された理由について説明して欲しい 縮小するのではなく、150mの高さを200mにして、出力は144000kWというのはオカシクないですか。 | 環境影響評価方法書の提出後における事業計画の変更経緯は以下のとおりです。 ①環境影響評価方法書で提出した事業計画について、生態系への影響を懸念される住民の皆様の声があったことを踏まえ、事業実施予定区域の縮小について検討を開始 ②事業実施予定区域の面積を縮小するために伯耆町・江府町・日野町のエリア(東側と呼びます)と伯耆町・南部町のエリア(西側と呼びます)も含めた風速や想定年間発電量を試算 ③②の結果、伯耆町と南部町が掛かる尾根筋の風速と比較して、伯耆町と江府町が掛かる尾根筋のほうがより多くの発電量を見込めると判断し、風車配置案を再検討 ④③の結果、南部町が事業実施予定区域から外れることとなる。 |
| | | | また、196mの風車にする意味・必要性について回答します。弊社が2018年に提出した環境影響評価方法書に対する住民意見で一番多くの割合を占めていたものが「自然環境への影響を小さくしてほしい」というものでした。弊社としては以降約7年をかけ、自然環境への影響を小さくしながらも風力発電事業が成立する風車レイアウトや機種を検討を重ねてまいりました。検討の結果、風車1機あたりの大きさを大きくする代わりに、事業実施区域(面積)を2/3まで大きく縮小することにより、山林の埋め立てや掘削量を大幅に減らすことができること等から、自然環境への影響を大きく低減できると考えています。このようなことから、196mの風車にする意味・必要性はあると考えています。 |
| 26 | 江府町 | ☆ボーリングの2ヶ所は少なすぎないか。なぜ数多く建てる計画地での調査はしなかったのか。また藤村名誉教授の資料はなかったが。 | 一般的には詳細設計を行い風車の設置場所を確定した段階で、すべての風車の基礎位置からのボーリング調査を実施し、各設置場所に適した基礎を設計します。今回行った2か所のボーリング調査は地元の皆様のお土砂災害への懸念や地質への関心の高さを受けて計画地を代表する地点として専門家のご助言をいただき、先行して別途実施したものととなります。なお、本件について一部の資料が投影のみとなりご不便をおかけしました点についてお詫び申し上げます。次回より投影した情報はできる限り紙資料に掲載してお示しします。 |
| 27 | 伯耆町 | 事業終了後の借地の管理についての対策はどうされるのか | 当社が事業を行う土地については、地権者様との地上権設定契約に基づき、事業終了時には当社の責任と費用により設備を撤去し、土地を更地の状態に戻してお返しすることを契約上明確に定めています。 契約書には以下の規定があります： 「本地上権の存続期間が終了した場合、地上権者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律その他の関連法令を遵守のうえ、本施設を自己の費用で収去して更地の状態としたうえで、本土地を土地所有者に対して明け渡す。」 この規定のとおり、撤去・更地への復旧はすべて当社が責任を持って実施いたします。 土地をお返し後は、一般の土地と同様に地権者様のご判断で活用いただける状態になりますが、万が一、造成など当社が実施した工事に起因する問題が確認された場合には、「宅地造成及び特定盛土等規制法」に基づき、工事を行った事業者として必要な是正措置を求められる仕組みがあります。 |
| 28 | 伯耆町 | 契約に関して知識不足の契約者側に対する弁護士の対応はどうしてもらえるのか | 契約者様の疑問や不安について、まずは弊社担当者および弊社社内弁護士(法務部)から丁寧にご回答させていただきます。そのうえで、やはりご不安が残るという場合において、契約者様が弁護士に相談された際の弁護士費用は、弊社が負担することを検討しております。 |
| 29 | 伯耆町 | 水路等の管理 | 土木設計をイメージいただく動画における風車へのアクセス道路脇の水路、および、風車ヤード周囲の水路や沈砂池の管理についてのご質問と仮定して回答させていただきます。水路や沈砂池の管理は弊社で実施いたします。特に水路および沈砂池への土砂堆積は、想定した水の処理能力を低下させてしまうため、定期点検に加え、大雨の後の点検を実施し、堆積土砂を撤去するなど適切な管理を実施いたします。 |
| 30 | 江府町 | 設置後のメンテナンスや管理業務によって地元のこようは生れるか？ | 質問No.29に記載の水路や沈砂池のメンテナンスに代表される、土木工事系の維持管理業務において地元会社への業務委託あるいは地元雇用が生まれます。また電気工事系においても、弊社の稼働済み発電所の多くで、維持管理業務に必須となる電気主任技術者の方を地元雇用しております。 |
| 31 | 江府町 | きぼ縮小に出来ないか？ | 本事業は経済産業省よりFIT制度に基づき事業開発の認定を受けているため、縮小できる規模は限定的であり、その程度は認定された設備容量の2割減までというルールがあります。本事業の場合、事業認定を受けた設備容量が144MWですので、115.2MWまで縮小可能です。 |
| 32 | 江府町 | 白色である必要があるのか | 風車の色についてご質問いただいているという認識のもと、ご回答いたします。風車の色は必ずしも白色である必要はありませんが、景観への配慮として塗装を環境融和色にする事例が多いです。 |
| 33 | 日野町 | 第一回の説明集会→これはまさに説明というよりある個人による風力発電計画についての反対集会でした。よくわからず参加したものの風力計設置による悪影響ばかり並べたてられ辟易して退席しました。もつと正しい本当のことが知りたいと本日参加しましたが、一つ一ついいいに状況を説明され、よくわかりました。常々CO2を出さないクリーンなエネルギーを。と希望していましたから、今回の事業には期待しています。 | ご期待をいただきありがとうございます。今後も、地元のご理解を前提とした地域共生を最重要事項として、この地の風資源を活用した、CO2を出さないクリーンなエネルギーである風力発電事業の開発を進めさせていただきます。 |
| 34 | 日野町 | 作られた電力の供給はどこになされるのかが知りたかったのですが、次回来春に会を催されると聞きましたので、その時伺うことにします。 | 本事業で発電された電力はすべて中国電力ネットワーク株式会社が買い取り、その先は他の電源で作られた電気同様、家庭や工場で使用されます。 |